

10.適用除外広告物における許可等の基準(条例第12条第3項)

(1)自家用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	第4種禁止地域
許可不要	表示面積の合計が5㎡以下、数量が3枚(基、個)以下の場合			
表示面積の合計	10㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下)	15㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下)	20㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下)	30㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)
建植え広告物の1方向の表示面積	5㎡以下	7㎡以下	10㎡以下	15㎡以下
数量	3枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下	4枚(基、個)以下	5枚(基、個)以下
敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下		7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止		屋上への掲出禁止(中高層住居専用地域等において、屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く)	-
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)	彩度の高い色の色数は1色 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)	
その他の表示方法	建築物の壁面からの突出禁止 ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) 光源の点滅の禁止	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅禁止)	
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること	許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること	

(2) 管理用広告物（許可を要しない適用除外の基準）

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	第4種禁止地域
表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下		
数量	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下		
敷地内建植え 広告物の地上 からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下	
建植え広告物 の1方向の 表示面積	-	7㎡以下	-	
掲出場所	屋上への掲出禁止			
色彩	彩度の高い色の色数は 2色以下 彩度の高い色を使用す る地色部分の表示面 の面積に対する割合 1/2以下(色数が3色 以下の場合を除く)	彩度の高い色の色数は 1色 彩度の高い色を使用す る地色部分の表示面 の面積に対する割合 1/5以下	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に 対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)	
その他の表示 方法	建築物の壁面からの突 出禁止 ネオンサイン等の使用 禁止かつ光源の点滅の 禁止	建築物の壁面からの突出禁止 ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもの で、ネオン管の露出していないもの又はLEDサイ ンを使用しないものを除く） 光源の点滅の禁止	建築物の壁面からの突 出禁止 ネオン管の露出してい るネオンサイン又は LEDサインの使用禁止 光源の点滅が急速なも の禁止（高速自動車国 道等沿道の指定区域 内の屋上広告物は光源 の点滅禁止）	
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、 置看板・立看板の個別基準に適合していること			

(3)道標・案内図板等

区 分		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	第4種禁止地域
共通基準	1方向の表示面の面積	道 標：1㎡以下 案内図板：3㎡以下 説 明 板：2㎡以下 そ の 他：3㎡以下			
	その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること			
自己の敷地外に建植えするもの	1方向の表示面の面積			道 標：2㎡以下 案内図板：6㎡以下 説 明 板：4㎡以下 そ の 他：6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下）		
	相互距離	5m以上			
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上			
	色 彩 (案内図板を除く)	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)	彩度の高い色の色数は1色 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)	
その他の表示方法	寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止				



(4)案内誘導広告物

区 分		第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	第 4 種禁止地域
共通基準	表示方法	当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること		-	
	その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること			
自己の敷地外に建植えるもの	1方向の表示面の面積	2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） 集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るもの一方の表示面の面積は1㎡以下			
	数量	禁止地域又は許可地域を問わず、案内誘導しようとする施設等につき5基以下			
	横の長さ	2m以下			
	地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物は5m以下）			
	誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内			
	相互距離	5m以上			
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上 田園沿道区域には掲出しないこと ただし、次のいずれかに該当する場合を除く a 指定道路区間から視認できないもの b 交通信号機を有する交差点、その他市長が特に指定する交差点からの距離が30m以内のもの c 施設等への誘導距離が1km以内で、1施設等につき1基かつ1方向の表示面積が1㎡以下のもの			
	色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)	彩度の高い色の色数は1色 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)	
その他の表示方法	名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること 方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止 集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること				

